平成２２年（フ）第６１６０号
大阪市城東区永田３丁目13番９号　高岸マンション503
債務者　吉尾　信子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１６８号
大阪市東淀川区東淡路３丁目５番３―103号
債務者　木村　　都
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１７５号
住民票上の住所大阪市東淀川区西淡路１丁目９番９―409号
債務者　北嶋眞由美
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１７７号
大阪府八尾市南小阪合町２―３―１セピアコート山本201、住民票上の住所大阪府八尾市南本町４丁目３番５号ＫＹハイツ103号
債務者　川﨑友規子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６号
北海道砂川市三砂町54番地６　三砂ふれあい団地２号棟13号
債務者　小松よし子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
北海道滝川市有明町４丁目３番40号大坂ＭＳ５号室
債務者　平野　政俊
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
北海道滝川市扇町３丁目９番11号
債務者　澤田　雪江
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
北海道樺戸郡新十津川町字中央72番地18
債務者　進藤久美子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
北海道赤平市字赤平655番地３
債務者　境田　明菜
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
北海道芦別市上芦別町30番地の161
債務者　野原　冬樹
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
北海道赤平市赤平655番地３
債務者　渡辺千津子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
北海道芦別市北五条西４丁目７番地ことぶき団地７号
債務者　佐藤はるみ
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第９００号
さいたま市中央区本町東４丁目29番２号
債務者　栗原　知子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４７号
埼玉県蓮田市大字蓮田66番地の３　グラースカルム201号
債務者　大黒　結花（旧姓枝久保・山田）
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５１号
埼玉県川口市大字道合1420番地の１　県営道合団地４―202号
債務者　増本　美紀
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５７号
埼玉県幸手市栄４番３―507号
債務者　高久トシイ
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５９号
埼玉県新座市東１丁目３番12号　コーポ・サンリバー東105号室、旧住所埼玉県新座市野火止６丁目８番13号　ＦＩＳ新座
債務者　坂元　秀次
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８２号
さいたま市北区日進町１丁目168番地１　ベルヴィル大宮Ａ棟304号
債務者　安田　清春
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係